**平成２７年（フ）第２０９号**
高知市役知町９番15号　川住ビル２号館401号
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３５１０号**
大阪市都島区毛馬町１丁目16番17号、前住所大阪市平野区瓜破１丁目５番16号　グリーンシャルバード503
債務者　後藤　正人
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５２３号**
大阪府吹田市山田南45番Ａ―401号
債務者　藤石　紘基
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５９６号**
大阪市西淀川区佃３丁目15番７号　ハイム春日301号室、前住所大阪市西淀川区千舟２丁目５番４号
債務者　名村　康子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７６７号**
大阪府茨木市鮎川４丁目11番14号　メゾンエルム206号、前住所大阪府高槻市玉川２丁目22番505号
債務者　長野　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７７６号**
大阪市城東区今福西５丁目４番７号　ヴィレッジスプリングヒル203
債務者　秋本　義男
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３８６８号**
大阪市都島区都島南通２丁目14番25―706号
債務者　三田　幸弘
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７５１号**
東京都西東京市東町２丁目12番６号アルベルゴ保谷205
債務者　高木　茂美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第４１４号**
静岡県浜松市西区入野町6450番地の１
債務者　嶋津　純一
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第４１９号**
静岡県浜松市南区本郷町1362番地の11
債務者　小栗まさ子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第３５７号**
福岡市博多区博多駅南２丁目２番15―802号
破産者　角本　一世
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２７年（フ）第３６号**
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の46
破産者　横田　　猛
1　破産債権の届出期間　平成27年10月29日まで
2　一般調査期日　平成27年11月26日午後２時
平成27年10月１日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２６年（フ）第６８０号**
名古屋市港区善進本町326番地　ユートピーⅠ　203号
破産者　坂元　優一
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月17日午前10時25分
平成27年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１２７号**
名古屋市中区大須３丁目14番55号　ネオハイツ大須513号
破産者　兼松敬太朗
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年11月17日午前10時35分
平成27年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第８３４号**
愛知県半田市青山３丁目11番地の３　アルファ青山１Ｃ号
破産者　畠山　啓寿
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成28年２月３日午前10時20分
平成27年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５２５号**
大阪市住吉区長居東１丁目21番１号
破産者　有限会社ペイントプロ
1　破産債権の届出期間　平成27年10月30日まで
2　一般調査期日　平成27年12月７日午後２時30分
平成27年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部